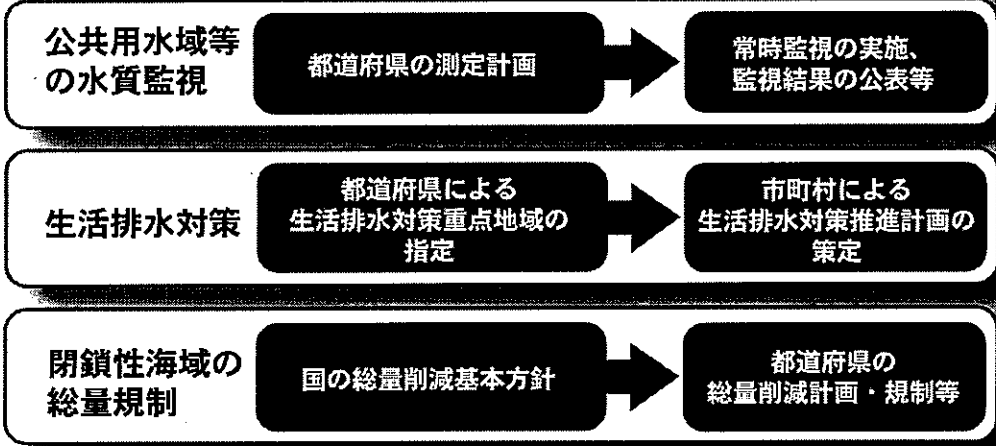
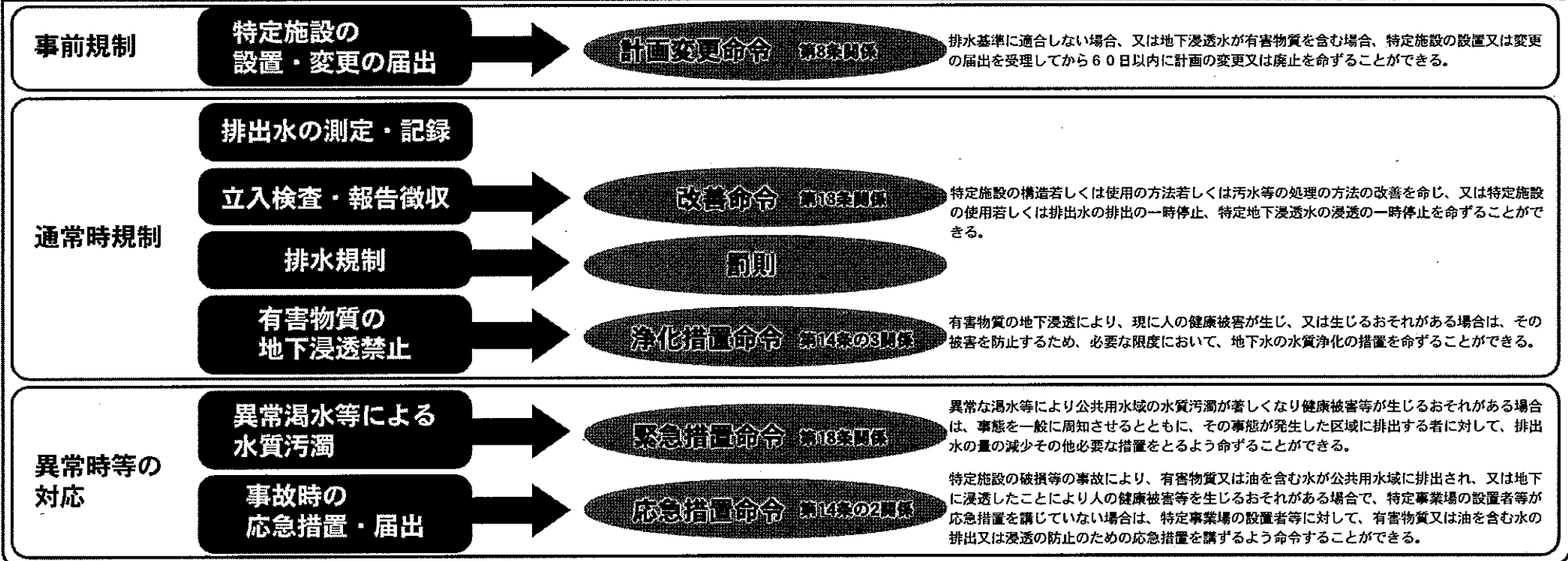


# 水質汚濁法の有害物質等の追加

■ 水質汚濁防止法の体系 . . . . .	1
■ 水質汚濁に係る環境基準 . . . . .	2
■ 排水規制 . . . . .	3
■ 北海道が条例で定める排水基準(上乘せ排水基準) . . . . .	4
■ 関係法令 . . . . .	7

# 水質汚濁防止法の体系

## 工場・事業場への全国共通規制



# 水質汚濁に係る環境基準

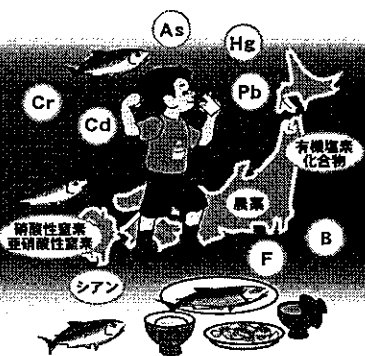
※環境基準の詳細については資料編を参照

## ■環境基準とは

環境基準は、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康の保護、生活環境の保全の上で、「維持されることが望ましい基準」として、政府の目標として設けられています。その設定は、環境基本法に基づき、環境省が行っています。

## ■人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）とは

水環境の汚染を通じて、人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目が選定されています。26物質の濃度について、全国一律の基準値が設けられています。



### ■健康項目はどのようにして選ばれるのか

人の健康に影響を及ぼす毒性や水環境中の存在状況等の観点から、水環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、対策を適切に講じていく必要があると考えられる物質が、対象となります。

### ■健康項目の基準値はどのようにして決められるのか

科学的な調査から得られた知見をもとに、十分な安全性を考慮し、生涯にわたって摂取をしても健康に影響が生じないレベルとして、基準値が設定されます。基準値は、人が直接口にする場合の健康影響（飲用）を基本に、水質汚濁由来とする食品の影響（魚介類への濃縮）を考慮して設定されます。

## ■要監視項目とは

人の健康の保護に関連する物質であるものの、実際に河川などを測定してもあまり頻繁には検出されないこと等から、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものを要監視項目として設定しています。国などの行政機関による水環境における存在状況の監視などが行われています。現在27物質が選定されています。

### ※要調査項目とは

「要調査項目」は、個別物質ごとの「水環境リスク」は比較的大きくない、又は不明であるが、環境中での検出状況や複合影響等の観点からみて「水環境リスク」に関する知見の集積が必要な物質として、300物質群を選定したものです。

Q1 環境基準を超えている水域には、どのような対策が講じられるのですか？

A1 環境基準は行政上の政策目標ですので、これを達成するため、管轄する行政機関により、発生源の対策や下水道等の整備など、種々の施策がより一層推進されることとなります。

Q2 環境基準を超えた水を流すと、罰を受けますか？

A2 排出すると罰則を受ける水質の基準としては、「排水基準」が設けられています。（p-9参照）環境基準はあくまで行政上の政策目標であることから、基準が達成されない場合でも、誰かが法的に問責されたり、各種汚染源の責任が直ちに問われることはありません。しかし、環境基準が達成されないことは施策が不十分であることを示すものであり、国や地方公共団体により基準が達成できるよう規制強化も含め各種対策が実施されることとなります。行政機関から任意に協力を求められることもあり、みなさんの積極的な協力をお願いします。

## ■水質汚濁に係る環境基準とは

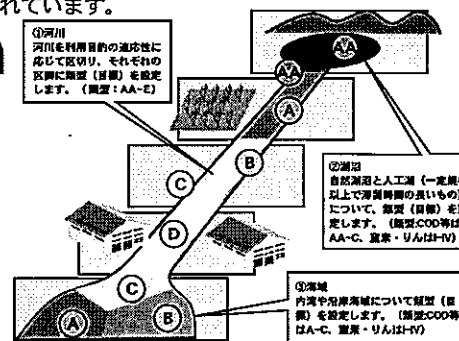
河川、湖沼、港湾、沿岸海域など公共の用に供される水域（「公共用水域」と呼ばれます。）及び地下水の水質について維持されることが望ましい基準です。人の健康の保護に関する項目と、生活環境の保全に関する項目の二つがあります。

## ■生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）とは

人の生活に密接な関係のある、財産や動植物とその生息環境などの保全を目的とした基準です。公共用水域（河川、湖沼、沿岸海域）は、人の生活の中で様々な利用されており、各水域の利用を保全するために必要な水質項目について基準値が設定されています。

## ■類型指定とは

生活環境項目は、水域毎に、生物学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）、全磷（T-P）など、必要な項目が設定されています。これらは、水域の利用目的の適応性に応じて、目標となる「類型」（河川の場合、AA～Eの6類型）毎にまとめられ、それぞれ基準値が設定されています。実際の水域において、この類型の指定作業（※）を行い、それぞれの水域に目標が設定されることとなります。※ 国は、2以上の都道府県にまたがる水域のうち、代表的なものについて、目標設定を行います。それ以外の水域については、都道府県が目標設定を行います。



## ■主な利用目的

<b>水道用水</b> 水道の取水として利用を保全するものです。	<b>自然環境保全</b> 自然の景色を見て楽しむなどの利用を保全するものです。	<b>水産</b> 水産業を営む上で必要な水質を保全するものです。	<b>水浴</b> 水浴ができる程度を保全するものです。
<b>工業用水</b> 工業を営む上で必要な用水を保全するものです。	<b>農業用水</b> 農業を営む上で必要な用水を保全するものです。	<b>環境保全</b> 日常生活を営む上で不快を感じない程度を保全するものです。	<b>生物生息保全</b> 年間を通じて、水生生物が生息できる程度を保全するものです。

## ■水生生物の保全に係る環境基準とは

生活環境項目のうち、水生生物の保全に係る環境基準については、水生生物を守るため、それらに影響を与えるおそれがある物質について、目標値が定められています。



Q3 生活環境項目には、どのような項目がありますか？

A3 代表的な項目として、以下のようなものがあります。  
 BOD（生物学的酸素要求量）… 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標である。「Biochemical Oxygen Demand」の略。  
 COD（化学的酸素要求量）… 水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標である。「Chemical Oxygen Demand」の略。  
 SS（浮遊物質）… 水中に浮遊または懸濁している粒子状物質のことで、粘土・鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、工場排水に由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。懸濁物質と呼ばれることもある。「Suspended Solids」の略。  
 T-N（全窒素）、T-P（全磷）… それぞれ窒素化合物全体、リン化合物全体のこと。窒素、リンは、ともに植物の増殖に欠かせない元素だが、富栄養化の要因であり赤潮等を生じさせる。

# 排水規制

※排水基準の詳細については資料欄を参照

水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設(特定施設)を設置する工場・事業場(特定事業場)から公共用水域へ排出される排出水に対して排水基準が定められています。

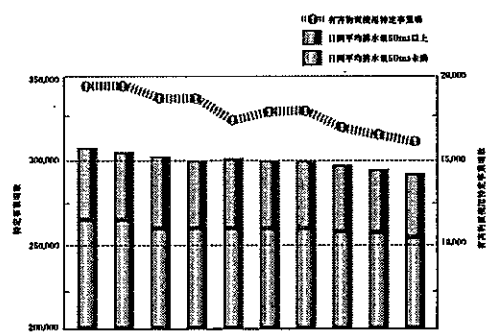
この排水基準は、健康項目と生活環境項目のそれぞれごとに一定の濃度で示されていて、これらの規制を受ける特定事業場の数は、平成16年度末現在で約29万事業場にのぼります。

## 特定事業場

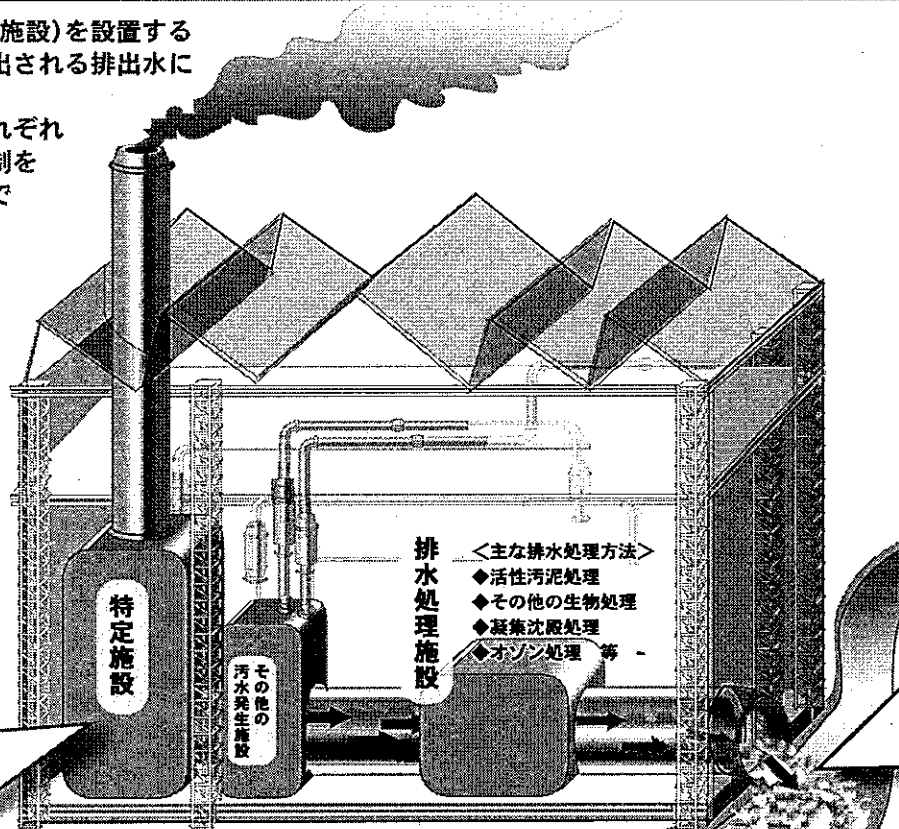
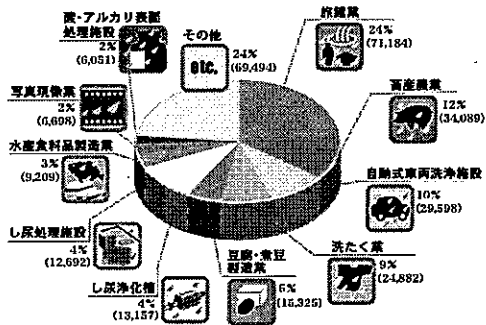
★有害物質使用特定事業場とは？

カドミウムやシアンなどの有害物質を製造、使用、処理する特定施設を設置する工場・事業場をいいます。

### ■特定事業場(有害物質使用特定事業場)数の推移



### ■特定事業場の上位10業種(特定施設)



### ■一律排水基準

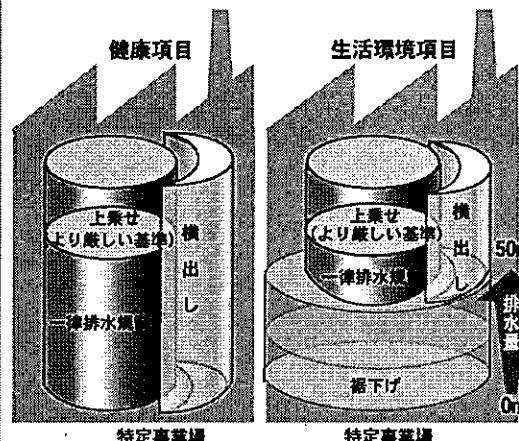
国が定める一律排水基準には、健康項目としてカドミウム、シアンなど27項目、生活環境項目として水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)など15項目が設定されています。なお、生活環境項目については、日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されます。

### ■都道府県上乘せ排水基準等

汚濁発生源が集中する水域では、一律排水基準によって環境基準を達成することが困難になる場合もあります。このような水域では、都道府県が条例により一律排水基準よりも厳しい基準を定めることができるようになっていて、この上乘せ排水基準は、全国の都道府県において地域の実態に応じて定められています。( )内の数値は日間平均値

水質項目	A県		全国一律 (mg/L)
	A水域 (mg/L)	B水域 (mg/L)	
カドミウム及びその化合物	検出されないこと	/	0.1
シアン化合物	検出されないこと	/	1
有機燐化合物	検出されないこと	0.2	1
鉛及びその化合物	0.05	/	0.1
六価クロム化合物	0.05	/	0.5
砒素及びその化合物	0.01	/	0.1
ふっ素及びその化合物	0.8	/	8 (海域以外) 15 (海域)
BOD	15 (10)	25 (20)	160 (120)
COD	15 (10)	25 (20)	160 (120)
SS	30 (20)	70 (40)	200 (150)
フェノール類含有量	0.005	0.5	5
銅含有量	1	1	3
亜鉛含有量	1	1	5
溶解性銅含有量	0.3	3	10
溶解性マンガン含有量	0.3	1	10
クロム含有量	0.1	/	2
ニッケル	0.3	1	7

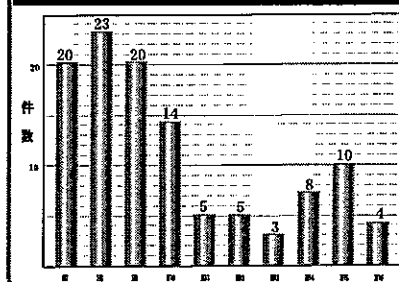
### ■排水規制のしくみ



### ■排出水の排出の制限

水質汚濁防止法第12条第1項では、事業者は排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならないとされています。これに違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

### ■排水基準違反数の推移



# ◆北海道が条例で定める排水基準（上乘せ排水基準）

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年条例第27号）

## （1）有害物質に係る排水基準（条例別表第1）

適用区域(設定年)	業種	許容限度 (mg/l)					
		カドミウム 及びその化 合物	シアン 化合物	有機磷 化合物	六価クロム 化合物	砒素 及びその化 合物	水銀及びア ルキル水銀 その他の水 銀化合物
(一律排水基準)		0.1	1	1	0.5	0.1	0.005
石狩川水域 (47)	非鉄金属鉱業	0.06	0.6				
天塩川水域 (47)	非鉄金属鉱業	0.04	0.4				
石狩川水域 (48)	非鉄金属鉱業	0.03	0.6				
堀株川水域 (48)	非鉄金属鉱業	0.04	0.8				
	電気機械器具製造業	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
余市川水域 (50)	非鉄金属鉱業	0.03	0.3				
小樽海域 (50)	全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
紋別海域 (49)	全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
網走海域 (50)	全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
釧路海域 (49)	全業種 (化学肥料製造業を除く.) (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
	化学肥料製造業	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
苫小牧海域 (48)	全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
室蘭海域(1) (48)	鉄鋼業 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	0.4	検出されないこと	0.05	0.05	
室蘭海域(2) (48)	鉄鋼業 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	0.5	検出されないこと	0.05	0.05	
室蘭海域(3) (48)	全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
伊達海域 (48)	全業種 (非鉄金属鉱業を除く.) (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
	非鉄金属鉱業	0.06	0.6				
函館海域 (50)	全業種 (2,000m <sup>3</sup> /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
支笏湖水域 (50)	全業種 (非鉄金属鉱業を除く.)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
	非鉄金属鉱業	0.05	0.5				
洞爺湖水域 (48)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
大沼水域 (50)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
阿寒湖水域 (49)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
サロマ湖水域(50)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
能取湖水域 (50)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
厚岸湖水域 (50)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
屈斜路湖水域(49)	全業種	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005

(以下略)

(2) 生活環境項目に係る排水基準(条例別表第2)

適用区域(設定年)	業種又は施設	許容限度(mg/l)(( )内は日間平均)		
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)
(一律排水基準)		160(120)	160(120)	200(150)
石狩川水域 (47)	肉製品製造業	80(60)		70(50)
	乳製品製造業(1,000m <sup>3</sup> /日以上)	80(60)		70(50)
	紙製造業			150(110)
	パルプ製造業(クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る。)	150(110)		120(100)
	パルプ製造業(クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く。)			120(100)
	化学肥料製造業			70(50)
	ガス供給業	80(60)		70(50)
	と畜業(活性汚泥法により排水を処理するものに限る。)			70(50)
	尿尿処理施設(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって尿尿浄化槽以外のもの)	40(30)		90(70)
	尿尿処理施設(昭和46年9月24日以後に設置されたものであって尿尿浄化槽以外のもの)	40(30)		90(70)
	尿尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員(以下「処理対象人員」という。)が501人以上のものに限る。)	120(90)		
	尿尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	80(60)		
尿尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(30)		90(70)	

(以下略)

(3) 生活環境項目に係る排水基準(条例別表第3)

適用区域(設定年)	業種	許容限度(mg/l)						
		ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量 (鉛含有量)	フェノール類 含有量	銅 含有量	亜鉛 含有量	溶解性鉄 含有量	溶解性 マンガン 含有量	弗素 含有量
(一律排水基準)		5	5	3	2 (暫定 5)	10	10	海域以外排出 8 海域排出 15
石崎川水域 (48)	非鉄金属鉱業			0.9	3			
堀株川水域 (48)	非鉄金属鉱業			1.2	4			
余市川水域 (50)	非鉄金属鉱業			0.9	1.5			
苫小牧海域 (48)	全業種		1					
室蘭海域(1) (48)	全業種		1					
室蘭海域(2) (48)								
室蘭海域(3) (48)								
伊達海域 (48)	非鉄金属鉱業			1.8	3			
	非鉄金属製造業			0.3	0.5	1	1	
洞爺湖水域 (48)	全業種	1	1					3
屈斜路湖水域(50)	全業種	1	1					
阿寒湖水域 (49)	全業種	1	1					
支笏湖水域 (50)	非鉄金属鉱業			1.5	2.5			
	全業種	1	1					
大沼水域 (50)	全業種	1	1					
サロマ湖水域(50)	全業種	1	1					
能取湖水域 (50)	全業種	1	1					
厚岸湖水域 (50)	全業種	1	1					
備考								
1 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。								
2 この表に掲げる弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(昭和49年12月1日)において現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。								

## 【 関係法令等 】

### ○水質汚濁防止法（抄）（昭和四十五年法律第百三十八号）

#### （目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝（こう）渠（きよ）、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 （略）

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。

6 この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

7～9 （略）

#### （排水基準）

第三条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。



- 5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

(特定施設等の設置の届出)

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。）を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の設備
- 六 特定施設の使用の方法
- 七 汚水等の処理の方法
- 八 排水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
- 九 その他環境省令で定める事項

2～3 (略)

(条例との関係)

第二十九条 この法律の規定は、地方公共団体が、次に掲げる事項に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

- 一 排水水について、第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態以外の水の汚染状態（有害物質によるものを除く。）に関する事項
- 二 特定地下浸透水について、有害物質による汚染状態以外の水の汚染状態に関する事項
- 三 特定事業場以外の工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、有害物質及び第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態に関する事項
- 四 特定事業場以外の工場又は事業場から地下に浸透する水について、有害物質による水の汚染状態に関する事項

## ○水質汚濁防止法施行令（抄）（昭和四十六年政令第百八十八号）

（特定施設）

第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

（カドミウム等の物質）

第二条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機燐（りん）化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
- 四～二十八 （略）

（水素イオン濃度等の項目）

第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 水素イオン濃度
  - 二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
  - 三 浮遊物質
  - 四～十二 （略）
- 2 （略）

（指定物質）

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ホルムアルデヒド
- 二 ヒドラジン
- 三 ヒドロキシルアミン
- 四～五十六 （略）

（排水基準に関する条例の基準）

第四条 法第三条第三項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準（以下「水質環境基準」という。）が定められているときは、法第三条第三項の規定による条例（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第三条第一項の規定により指定された対策地域における農用地の土壌の同法第二条第三項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。）においては、水質環境基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めることとする。

別表第一（第一条関係）

- 一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 選鉱施設
  - ロ 選炭施設
  - ハ 坑水中和沈でん施設
  - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 一の二 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

- ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 原料処理施設
  - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
  - ハ 湯煮施設
- 三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
  - イ 水産動物原料処理施設
  - ロ 洗浄施設
  - ハ 脱水施設
  - ニ ろ過施設
  - ホ 湯煮施設
- 四～七十四 （略）

## ○排水基準を定める省令（抄）（昭和四十六年総理府令第三十五号）

（排水基準）

第一条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質（以下「有害物質」という。）による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条関係）

有害物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	一リットルにつき一ミリグラム
（ 中 略 ）	
一・四一ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム
備考	
1 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2 （略）	

別表第二（第一条関係）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 （水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上 八・六以下 海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下
生物化学的酸素要求量 （単位 一リットルにつきミリグラム）	一六〇（日間平均一二〇）
化学的酸素要求量 （単位 一リットルにつきミリグラム）	一六〇（日間平均一二〇）
浮遊物質 （単位 一リットルにつきミリグラム）	二〇〇（日間平均一五〇）
（ 中 略 ）	
磷（りん）含有量 （単位 一リットルにつきミリグラム）	一六（日間平均八）
<p>備考</p> <p>1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 <u>この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</u></p> <p>3～7 （略）</p>	

# ○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

(昭和47年条例第27号)

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定に基づき、同条第1項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を別表第1、別表第2及び別表第3のとおり定める。

別表第1

適用区域	業種	許容限度(単位1リットルにつきミリグラム)					
		カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	六価クロム化合物	砒(ひ)素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
石狩川水域	非鉄金属鉱業	カドミウム0.06	シアン0.6				
天塩川水域	非鉄金属鉱業	カドミウム0.04	シアン0.4				
( 中略 )							
厚岸湖水域(厚岸湖及びこれに流入する公共用水域をいう。以下同じ。)	政令別表第1に掲げる施設に係る特定事業場	カドミウム0.01	シアン検出されないこと。	検出されないこと。	六価クロム0.05	砒(ひ)素0.05	水銀0.0005
備考							
1 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。							
2 (略)							

別表第2

適用区域	業種又は施設	許容限度（単位1リットルにつきミリグラム）		
		生物化学的酸素 要求量	化学的酸素要求 量	浮遊物質 量
石狩川水域	肉製品製造業	80 （日間平均 60）		70 （日間平均 50）
（ 中 略 ）				
厚岸湖水域	尿（し）尿処理施設（尿（し）尿浄化槽（そう）を除く。）		昭和 52 年 4 月 1 日から 40 （日間平均 30）	昭和 52 年 4 月 1 日から 90 （日間平均 70）
備考				
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。				
2 この表に掲げる排水基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。				

別表第3

適用区域	業種	許容限度（単位 1リットルにつきミリグラム）						
		ノルマルヘキサ ン抽出物質 含有量（鉱油 類含有量）	フェノ ール類含有 量	銅含有 量	亜鉛含 有量	溶解性 鉄含有 量	溶解性 マンガン 含有量	弗（ふっ）素 含有量
石崎川水域	非鉄金属鉱業			0.9	3			
（中略）								
厚岸湖水域	政令別表第1に掲げる1 施設に係る特定事業場	1	1					
備考								
1 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。								
2 （略）								

## ○北海道公害防止条例（抄）（昭和46年条例第38号）

（定義）

### 第2条

6 この条例において「汚水等排出施設」とは、工場等に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であつて規則で定めるものをいう。

- (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
- (2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

## ○北海道公害防止条例施行規則（抄）（昭和47年規則第72号）

（汚水等排出施設）

第5条 条例第2条第6項の規則で定める施設は、別表第3の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。

（汚水等に係る有害物質）

第6条 条例第2条第6項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐（りん）化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) 砒（ひ）素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

（水素イオン濃度等の項目）

第7条 条例第2条第6項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- (3) 浮遊物質
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- (5) フェノール類含有量
- (6) 銅含有量
- (7) 亜鉛含有量
- (8) 溶解性鉄含有量
- (9) 溶解性マンガン含有量
- (10) クロム含有量
- (11) 弗（ふっ）素含有量
- (12) 大腸菌群数

別表第3（第5条関係）





1	尿（し）尿施設（動物の飼養又は収容の用に供するものに限る。）	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により知事が指定する区域（以下この表において「指定区域」という。）にあつては豚（生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。）50頭以上又は鶏（30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。）5,000羽以上、指定区域以外の区域にあつては豚250頭以上又は鶏1万羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。
2	木材、木製品又は家具の製造の用に供する湿式ドラムバーカー及び碎木機	



# 最低賃金改定に係る事務の移譲

■ 最低賃金の種類 . . . . .	1
■ 対象となる賃金 . . . . .	2
■ 最低賃金決定までのフロー . . . . .	3
■ 北海道の最低賃金 . . . . .	4
■ 提案検討委員会における過去の審議状況 . . . . .	5
■ 関係法令 . . . . .	6

## ◆最低賃金の種類

	地域別最低賃金	特定（産業別）最低賃金
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業や職種に関わりなく都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に対して適用。</li> <li>・都道府県ごとに定められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的労働者を対象として、関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業に設定。</li> <li>・適用される産業は都道府県によって異なり、平成25年9月現在、全国で239の最低賃金が設定されている。</li> </ul>
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての労働者の賃金の最低限を保証するセーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称に関わらず、原則として各都道府県で働くすべての労働者とその使用者に適用される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域の特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">         18歳未満又は65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する人などは適用除外       </div>
最低賃金の決め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会での地域の実情を踏まえた審議・答申後、異議申出に関する手続きを経て都道府県労働局長が決定。</li> </ul> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">   <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">官報公示</div>   </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">効力発生（公示日から30日経過後又は30日経過後で指定する日）</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の産業について関係労使の申出に基づき、地方最低賃金審議会が必要と認めた場合、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い、答申後、異議申出に関する手続きを経て都道府県労働局長が決定。</li> </ul> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">   <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">官報公示</div>   </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">効力発生（公示日から30日経過後又は30日経過後で指定する日）</div> </div>

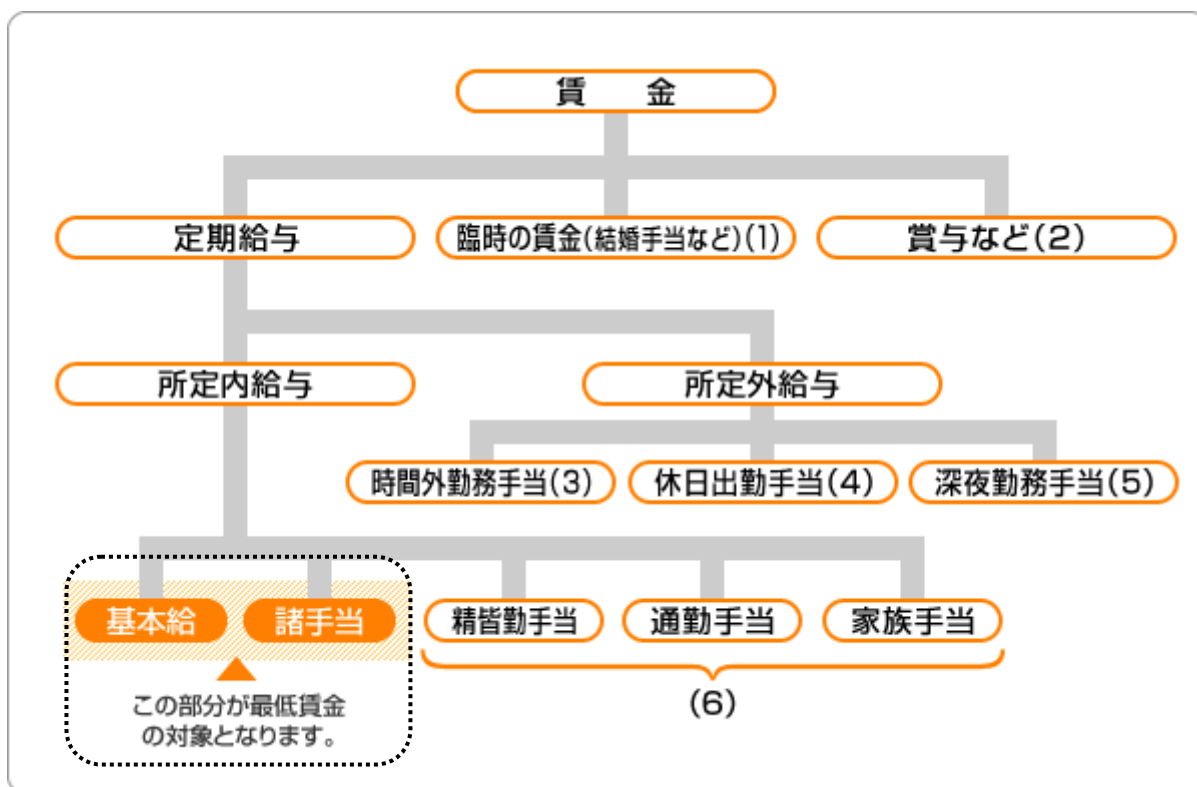
出典：厚生労働省ホームページ

## ◆対象となる賃金

最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金なので、最低賃金を計算する場合には、実際に支払われる賃金から以下の賃金を除外したものが対象となる。

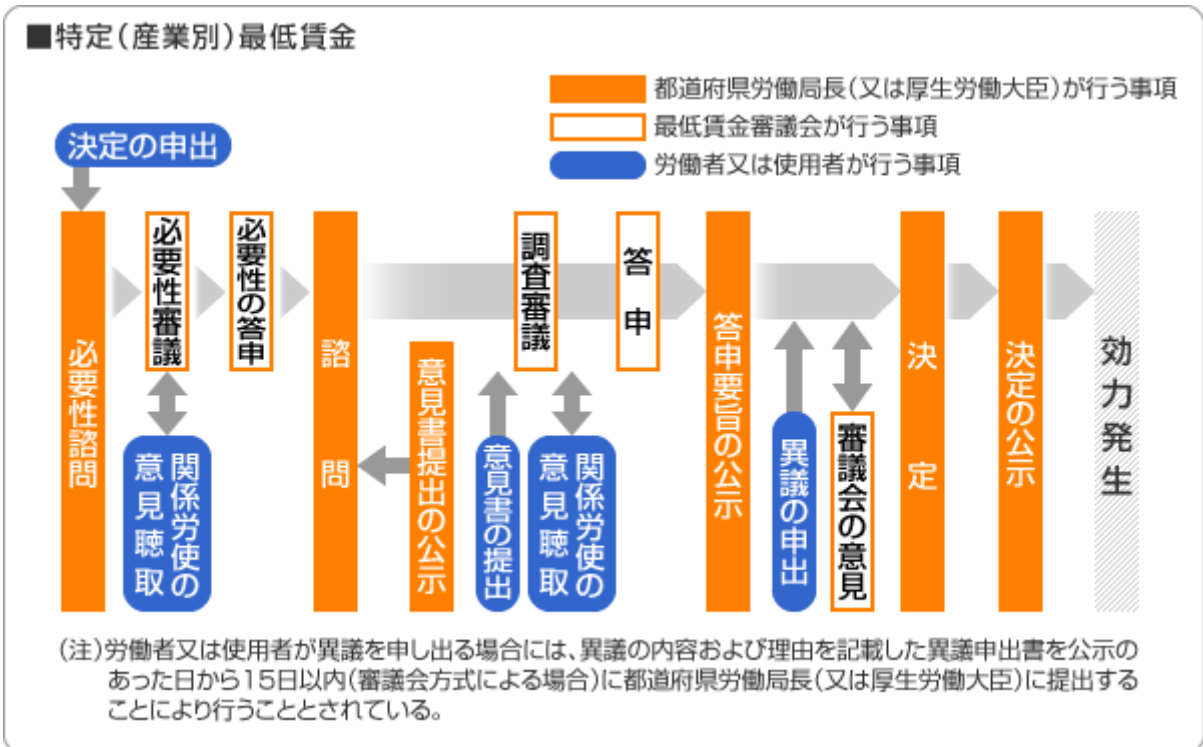
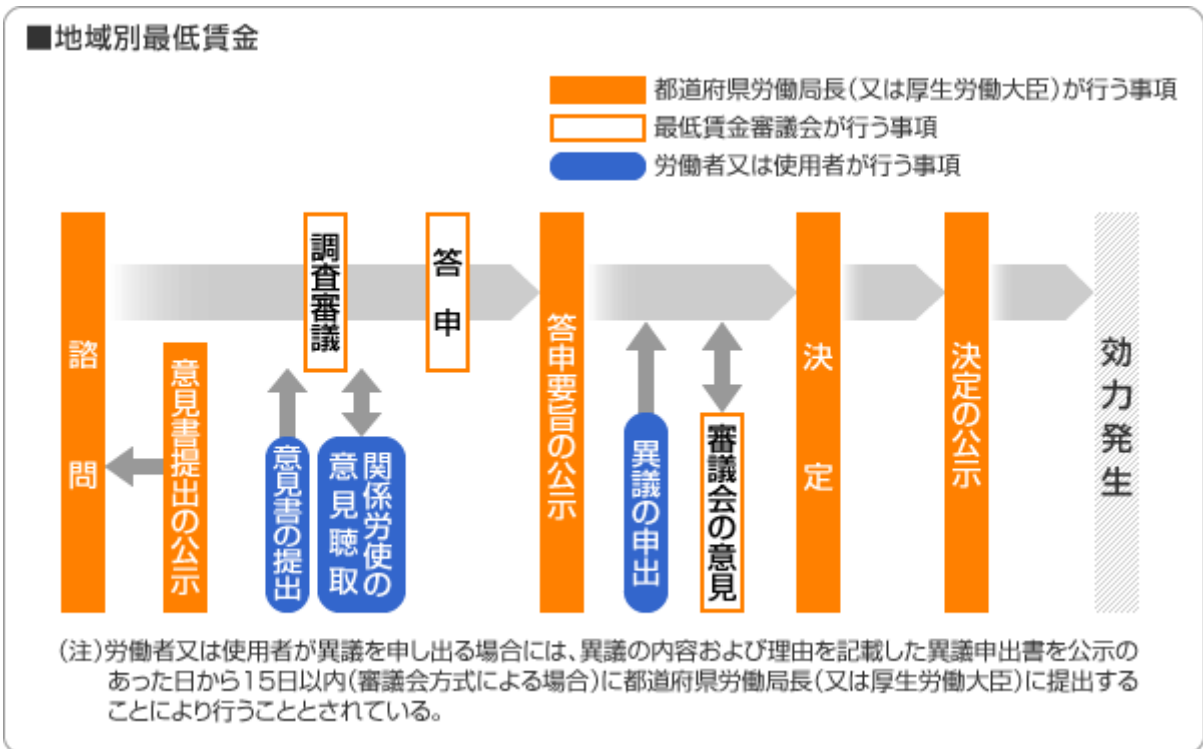
### 【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



出典：厚生労働省ホームページ

## ◆最低賃金決定までのフロー



出典：厚生労働省ホームページ

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

# 北海道の最低賃金

## 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 <b>748</b> 26.10.8発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

## 特定（産業別）最低賃金

発効日の前日までは、734円です。

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定（産業別）最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	時間額 <b>791</b> 25.12.6発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 <b>842</b> 25.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 <b>784</b> 25.12.11発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業 「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>787</b> 25.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

**労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!**

・ 最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。  
・ 北海道労働局ホームページアドレス <http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

厚生労働省

北海道労働局

労働基準監督署（支署）

◆提案検討委員会における過去の審議状況（最低賃金制度関係）

提案事項	提案内容	整理した委員会	1次整理結果（＝一旦検討終了）				備考
			国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他	
労働環境の整備	採用時年齢制限の撤廃、 <u>最低賃金の値上げ</u> 、55歳以上の雇用への補助、通年雇用の環境整備を行う。	第6回 (H19.10)	○	○		<p>（採用時年齢制限）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集採用に係る年齢制限の撤廃を義務化した雇用対策法の改正法案が平成19年6月に成立した。</li> </ul> <p>（最低賃金の値上げ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>北海道の最低賃金</u>については、北海道地方最低賃金審議会での審議を経て、北海道労働局長が決定することになっている。現在、<u>最低賃金法の一部を改正する法律案が国会に提案され、継続審議となっており、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と「などが盛り込まれている。</u></li> </ul> <p>（通年雇用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度から国の新たな対策として、①事業主に対する支援施策の拡充・強化に加え、②一般業務への労働移動による通年雇用化を支援する施策を実施するとともに、③ハローワークをはじめとした地域レベルでの相談・支援体制を充実・強化して、これまで以上に通年雇用化を幅広く図っていくこととされた（国への施策の充実等を要望していくこととする）。</li> </ul> <p>「最低賃金法の改正」 (H20.7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別最低賃金の決定に当たり、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとした。</li> </ul> <p>など</p>	

# 【 関係法令 】

## ○日本国憲法（抄）

**第二十五条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**第二十七条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

## ○労働基準法（抄）（昭和二十二年法律第四十九号）

（労働条件の原則）

**第一条** 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

② この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（賃金の支払）

**第二十四条** 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

② 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

（非常時払）

**第二十五条** 使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であつても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない。

（休業手当）

**第二十六条** 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

（出来高払制の保障給）

**第二十七条** 出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、労働時間に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。

（最低賃金）

**第二十八条** 賃金の最低基準に関しては、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）の定めるところによる。

## ○最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

（目的）

**第一条** この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（最低賃金の効力）

**第四条** 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。
- 3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。
  - 一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
  - 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
  - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金
- 4 （略）

（地域別最低賃金の原則）

**第九条** 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たつては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

（地域別最低賃金の決定）

**第十条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

（地域別最低賃金の改正等）

**第十二条** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（特定最低賃金の決定等）

**第十五条** 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当



該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

3～4 (略)

**第十六条** 前条第二項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

(設置)

**第二十条** 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く。

(権限)

**第二十一条** 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に依りて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。

(組織)

**第二十二条** 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

(委員)

**第二十三条** 委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

4 委員は、非常勤とする。

(職権等)

**第三十条** 第十条第一項、第十二条、第十五条第二項及び第十七条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案で厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて厚生労働省令で定めるところにより指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2～4 (略)

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

**第三十一条** 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

**第三十二条** 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

# 国土利用計画法に基づく 監視区域等指定権限の移譲

- 土地取引規制制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 北海道水資源の保全に関する条例の概要・・・・・・・ 2
- 水循環基本法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

表1 土地取引規制制度の概要

	届 出 勸 告 制			許 可 制
	事後届出制	事前届出制		規 制 区 域
		注 視 区 域	監 視 区 域	
区域指定要件	なし (全域) ※右3区域以外の地域	・地価の社会的経済的に <u>相当な程度を超えた</u> 上昇又はそのおそれ ・適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれ	・地価の <u>急激な上昇</u> 又はそのおそれ ・適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれ	・投機的取引の相当範囲にわたる集中又はそのおそれ及び地価の急激な上昇又はそのおそれ(都市計画区域内)等
対象面積	・市街化区域 2,000㎡以上 ・その他の都市計画区域 5,000㎡以上 ・都市計画区域外 10,000㎡以上	知事(指定都市の長)が規則で定める面積(左の面積未満)以上	知事(指定都市の長)が規則で定める面積(左の面積未満)以上	面積要件なし (全ての土地取引)
届出(申請)時期	契約締結後 2週間以内	契約締結(6週間)前		契約締結(6週間)前
届出(申請)義務者	買主のみ	買主・売主		買主・売主
審査項目	利用目的のみ	価格・利用目的	価格・利用目的	価格・利用目的
勸告(許可)要件	・公表された土地利用計画に適合しないこと等	・届出時の相当な価額に照らし著しく適正を欠くこと ・土地利用計画に適合しないこと等	・届出時の相当な価額に照らし著しく適正を欠くこと ・土地利用計画に適合しないこと等 ・投機的取引に当たること	(不許可基準) ・区域指定時の相当の価額に照らし適正を欠くこと ・土地利用計画に適合しないこと等 ・投機的取引に当たること
指定の現況 H26.3.31現在	右の区域以外 (道内は全域)	該当なし (現在まで指定なし)	1都 (1村(小笠原村))	該当なし (現在まで指定なし)
施行時期	平成10年9月 (S49-H10年は事前届出制)	平成10年9月	昭和62年8月	昭和49年12月

注 注視区域は、平成10年法改正において、届出を原則事後制に変更するのと併せて、地価が相当程度上昇する場合などに機動的に区域と期間を限って事前届出制を実施できるよう創設されたものです。

## 北海道水資源の保全に関する条例の概要

【条例制定の背景】～現行制度では土地所有者の把握や土地取引情報の事前把握が困難

- 本道の貴重な資源である「水資源」に着目し、道独自の条例を検討する。
- 都道府県の権限の範囲を超えるような事項（安全保障上の課題など）については、国に対して必要な法整備を求める

### 【条例の趣旨】

本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう、水資源の保全に関し、基本理念を定めるとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、土地取引行為に係る新たな事前届出制を導入する。

第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的（道民の健康で文化的な生活の確保に寄与）</li> <li>○基本理念（適切な役割分担による協働等により保全）</li> <li>○道、事業者、土地所有者等、道民の責務等</li> </ul>
第2章 水資源の保全に関する基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林の有する水源涵養機能の維持増進</li> <li>○安全・安心な水資源の確保に向けた取組の推進</li> <li>○道民等の理解の促進</li> <li>○水資源の保全のための適正な土地利用の確保</li> </ul>
第3章 水源の周辺における適正な土地利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水資源保全地域に関する基本指針の策定</li> <li>○水資源保全地域の指定（市町村長からの提案を基本）</li> <li>○水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出（土地所有者等（売り主）が、契約の3か月前までに知事に届出）</li> <li>○届出者への助言（適正な土地利用を誘導）</li> <li>○届出義務違反等に係る勧告・公表</li> </ul>
第4章 北海道水資源保全審議会	北海道水資源保全審議会の設置
第5章 雑則	規則への委任
附則 施行期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成24年4月1日施行</li> <li>（新たな届出制に関する規定は、平成24年10月1日施行）</li> </ul>

# 水循環基本法の概要

## 目的（第1条）

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

## 定義（第2条）

### 1. 水循環

→水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること

### 2. 健全な水循環

→人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

## 基本理念（第3条）

### 1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

### 2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

### 3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと

### 4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

### 5. 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

○国・地方公共団体等の責務（第4条～第7条）

○関係者相互の連携及び協力（第8条）

○施策の基本方針（第9条）

○水の日（8月1日）（第10条）

○法制上の措置等（第11条）

○年次報告（第12条）

## 水循環基本計画（第13条）

### 基本的施策（第14条～第21条）

1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
3. 流域連携の推進等
4. 健全な水循環に関する教育の推進等
5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
7. 科学技術の振興
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

### 水循環政策本部（第22条～第30条）

○水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

- ・水循環基本計画案の策定
- ・関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

組  
織

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官

水循環政策担当大臣

本部員：全ての国務大臣

## 【 関係法令 】

### 国土利用計画法（抄）

（土地取引の規制に関する措置）

第十一条 土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、全国にわたり土地取引の規制に関する措置の強化が図られるべきものとし、その緊急性にかんがみ、次章及び第五章で定めるところにより、土地取引の規制に関する措置が講じられるものとする。

（規制区域の指定）

第十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、次に掲げる区域を、期間を定めて、規制区域として指定するものとする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域にあつては、その全部又は一部の区域で土地の投機的取引が相当範囲にわたり集中して行われ、又は行われるおそれがあり、及び地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあると認められるもの
- 二 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域以外の区域にあつては、前号の事態が生ずると認められる場合において、その事態を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土地利用の確保が著しく困難となると認められる区域

2～15（略）

（土地に関する権利の移転等の許可）

第十四条 規制区域に所在する土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合には、当事者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。その許可に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。）の変更（その額を減額する場合を除く。）をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。

2（略）

3 第一項の許可を受けないで締結した土地売買等の契約は、その効力を生じない。

（土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出）

第二十三条 土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（次項において「権利取得者」という。）は、

その契約を締結した日から起算して二週間以内に、次に掲げる事項を、国土交通省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 土地売買等の契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 土地売買等の契約を締結した年月日
  - 三 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
  - 四 土地売買等の契約に係る土地に関する権利の種別及び内容
  - 五 土地売買等の契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
  - 六 土地売買等の契約に係る土地の土地に関する権利の移転又は設定の対価の額（対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額）
  - 七 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- 一 次のイからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が次のイからハまでに規定する面積未満の土地について土地売買等の契約を締結した場合（権利取得者が当該土地を含む一団の土地で次のイからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が次のイからハまでに規定する面積以上のものについて土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる場合を除く。）
    - イ 都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域にあつては、二千平方メートル
    - ロ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（イに規定する区域を除く。）にあつては、五千平方メートル
    - ハ イ及びロに規定する区域以外の区域にあつては、一万平方メートル
  - 二 第十二条第一項の規定により指定された規制区域、第二十七条の三第一項の規定により指定された注視区域又は第二十七条の六第一項の規定により指定された監視区域に所在する土地について、土地売買等の契約を締結した場合
  - 三（略）
- 3（略）

（注視区域の指定）

第二十七条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当し、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域（第十二条第一項の規定により規制区域として指定された区域又は第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定された区域を除く。）を、期間を定めて、注視区域として指定することができる。

2～6（略）

(注視区域における土地に関する権利の移転等の届出)

第二十七条の四 注視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者は、第十五条第一項各号に掲げる事項を、国土交通省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額の変更（その額を減額する場合を除く。）をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 第二十三条第二項第一号イからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が同号イからハまでに規定する面積未満の土地について土地売買等の契約を締結する場合（土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が当該土地を含む一団の土地で同号イからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が同号イからハまでに規定する面積以上のものについて土地に関する権利の移転又は設定をすることとなる場合を除く。）

二 (略)

3～4 (略)

(監視区域の指定)

第二十七条の六 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域（第十二条第一項の規定により規制区域として指定された区域を除く。）を、期間を定めて、監視区域として指定することができる。

2～6 (略)

(監視区域における土地に関する権利の移転等の届出)

第二十七条の七 第二十七条の四の規定は、監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「同号イからハまでに規定する面積未満」とあるのは「同号イからハまでに規定する面積に満たない範囲内で都道府県知事が都道府県の規則で定める面積未満」と、「同号イからハまでに規定する面積以上」とあるのは「当該都道府県の規則で定められた面積以上」と、同条第三項中「次条第一項」とあるのは「第二十七条の八第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第二十七条の五第三項」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により監視区域を指定するときは、前項において読み替えて準用する第二十七条の四第二項第一号に規定する都道府県の規則を定めなければならない。

3～4 (略)



## 北海道水資源の保全に関する条例（抄）

（水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出）

第20条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下この条において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合（当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（以下この条において「権利取得者」という。）が未定である場合を含む。）には、当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名（権利取得者が未定である場合は、その旨）
- (2) 土地に関する権利の移転又は設定をしようとする年月日
- (3) 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積
- (4) 移転又は設定に係る土地に関する権利の種別及び内容
- (5) 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2～5 （略）

5 知事は、第1項の規定による届出を受けた場合において、基本指針等及び関係市町村長の意見を勘案して必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。

6 （略）

7 第5項の規定による助言を受けた者は、権利取得者に対して、当該助言の内容を伝達しなければならない。

8～9 （略）

（勧告）

第22条 知事は、第20条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第8項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、相当の期間を定めて、届出をすべきこと又はその届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 （略）

# 独立行政法人の定款変更に対する 国の関与の廃止、許可権限の移譲

■ 地方独立行政法人法の概要	1
■ 地方独立行政法人の設立状況	3
■ 関係法令等	6

# 地方独立行政法人法の概要

## 1 定義・目的

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱。

## 2 対象業務

- ①試験研究
- ②大学の設置・管理
- ③公営企業に相当する事業の経営  
(水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院)
- ④社会福祉事業の経営  
(特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業 等)
- ⑤その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

※ いずれも、既存組織の移行だけでなく新設も想定

## 3 設立手続

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事が認可。

## 4 財産的基礎等

- ・ 出資者は地方公共団体に限る。
- ・ 設立される法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継。

## 5 役職員の身分等

- ・ 業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公正性を特に確保する必要がある法人の役職員には地方公務員の身分を付与。(定款事項＝総務大臣又は都道府県知事が認可)
- ・ 設立団体から法人への職員の引継、退手の通算等について、適切に手当て。
- ・ 理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任。
- ・ その他の役員及び職員は理事長が任命・解任。

## 6 目標による管理と評価の仕組み

国の独立行政法人制度と同様、「目標⇒計画⇒評価⇒業務運営への反映」という流れを義務づけ。

- ・ 中期目標 (3～5年) は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。
- ・ 中期計画 (3～5年) は、法人が作成し、設立団体の長が認可。
- ・ 年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出。

いずれも公表

- ・ 法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。
- ・ 評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表。
- ・ 設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- ・ 中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

## 7 財務及び会計

- ・ 原則として企業会計原則による。
- ・ 法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認。
- ・ 毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

## 8 財源措置等

- ・ 法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる。
- ・ 設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることはできない。
- ・ 法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。
- ・ 重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。

## 9 特例規定

### ①大学

- ・ 役職員の身分は、非公務員とする。
- ・ 理事長は、原則学長を兼ねる（定款で定めるところにより、学長を理事長と別に任命することが可能。）。
- ・ 学長や教員の任免及び学長の任期については、大学の意向を尊重する手続とする。
- ・ 経営に関する重要事項を審議する機関及び教育研究に関する重要事項を審議する機関を設置。
- ・ 設立団体の長は、中期目標の設定に当たって、あらかじめ法人の意見を聴取し、当該意見に配慮する。
- ・ 評価委員会は、評価を行うに当たって認証評価機関の評価を踏まえる。

### ②公営企業に相当する事業

- ・ 中期計画項目として料金を追加。中期計画の認可には議会の議決が必要。
- ・ 事業の経費は当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則。

## 10 その他

- ・ 設立団体の長及び認可権者（総務大臣等）に対し、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与。
- ・ 法人は、設立団体が議会の議決を経た上で、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け解散し清算手続を行う。

## 11 施行期日

平成 16 年 4 月 1 日

地方独立行政法人の設立状況（平成26年4月1日現在）

【大学】:65【公営企業】:43【試験研究機関】:10【社会福祉】:1【合計】:119

区分	設立団体	対象業務	法人名	設立時期
都道府県	北海道	大学	北海道公立大学法人札幌医科大学	H19.4.1
		試験研究機関	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	H22.4.1
	青森県	大学	公立大学法人青森県立保健大学	H20.4.1
		試験研究機関	地方独立行政法人青森県産業技術センター	H21.4.1
	岩手県	大学	公立大学法人岩手県立大学	H17.4.1
		試験研究機関	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	H18.4.1
	宮城県	公営企業	地方独立行政法人宮城県立こども病院	H18.4.1
		大学	公立大学法人宮城大学	H21.4.1
		公営企業	地方独立行政法人宮城県立病院機構	H23.4.1
	秋田県	大学	公立大学法人国際教養大学	H16.4.1
		大学	公立大学法人秋田県立大学	H18.4.1
		公営企業	地方独立行政法人秋田県立病院機構	H21.4.1
		社会福祉	地方独立行政法人秋田県立療育機構	H22.4.1
	山形県	大学	公立大学法人山形県立保健医療大学	H21.4.1
		大学	山形県公立大学法人	H21.4.1
	山形県・酒田市	公営企業	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	H20.4.1
	福島県	大学	公立大学法人福島県立医科大学	H18.4.1
		大学	公立大学法人会津大学	H18.4.1
	埼玉県	大学	公立大学法人埼玉県立大学	H22.4.1
	東京都	大学	公立大学法人首都大学東京	H17.4.1
		試験研究機関	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	H18.4.1
		公営企業	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	H21.4.1
	神奈川県	公営企業	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	H22.4.1
	新潟県	大学	公立大学法人新潟県立大学	H21.4.1
		大学	公立大学法人新潟県立看護大学	H25.4.1
	石川県	大学	石川県公立大学法人	H23.4.1
	福井県	大学	公立大学法人福井県立大学	H19.4.1
	山梨県	大学	公立大学法人山梨県立大学	H22.4.1
		公営企業	地方独立行政法人山梨県立病院機構	H22.4.1
	長野県	公営企業	地方独立行政法人長野県立病院機構	H22.4.1
	岐阜県	大学	公立大学法人岐阜県立看護大学	H22.4.1
		公営企業	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	H22.4.1
		公営企業	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	H22.4.1
		公営企業	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	H22.4.1
	静岡県	大学	静岡県公立大学法人	H19.4.1
		公営企業	地方独立行政法人静岡県立病院機構	H21.4.1
		大学	公立大学法人静岡文化芸術大学	H22.4.1
	愛知県	大学	愛知県公立大学法人	H19.4.1
	三重県	大学	公立大学法人三重県立看護大学	H21.4.1
		公営企業	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	H24.4.1
	滋賀県	大学	公立大学法人滋賀県立大学	H18.4.1
	京都府	大学	京都府公立大学法人	H20.4.1
	大阪府	大学	公立大学法人大阪府立大学	H17.4.1
公営企業		地方独立行政法人大阪府立病院機構	H18.4.1	
試験研究機関		地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所	H24.4.1	
試験研究機関		地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	H24.4.1	

## 地方独立行政法人の設立状況（平成26年4月1日現在）

【大学】:65【公営企業】:43【試験研究機関】:10【社会福祉】:1【合計】:119

区分	設立団体	対象業務	法人名	設立時期		
指定都市	兵庫県	大学	公立大学法人兵庫県立大学	H25.4.1		
	奈良県	大学	公立大学法人奈良県立医科大学	H19.4.1		
		公営企業	地方独立行政法人奈良県立病院機構	H26.4.1		
	和歌山県	大学	公立大学法人和歌山県立医科大学	H18.4.1		
	鳥取県	試験研究機関	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	H19.4.1 ※		
	鳥取県・鳥取市	大学	公立大学法人鳥取環境大学	H24.4.1		
	島根県	大学	公立大学法人島根県立大学	H19.4.1		
	岡山県	大学	公立大学法人岡山県立大学	H19.4.1		
		公営企業	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	H19.4.1 ※		
	広島県	大学	公立大学法人県立広島大学	H19.4.1		
	山口県	大学	公立大学法人山口県立大学	H18.4.1		
		試験研究機関	地方独立行政法人山口県産業技術センター	H21.4.1 ※		
		公営企業	地方独立行政法人山口県立病院機構	H23.4.1		
	徳島県	公営企業	地方独立行政法人徳島県鳴門病院	H25.4.1		
	愛媛県	大学	公立大学法人愛媛県立医療技術大学	H22.4.1		
	高知県	大学	公立大学法人高知工科大学	H21.4.1		
		大学	高知県公立大学法人	H23.4.1		
	福岡県	大学	公立大学法人九州歯科大学	H18.4.1		
		大学	公立大学法人福岡女子大学	H18.4.1		
		大学	公立大学法人福岡県立大学	H18.4.1		
	佐賀県	公営企業	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	H22.4.1		
	長崎県	大学	長崎県公立大学法人	H17.4.1		
	熊本県	大学	公立大学法人熊本県立大学	H18.4.1		
	大分県	大学	公立大学法人大分県立看護科学大学	H18.4.1		
		大学	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	H18.4.1		
	市区町村	札幌市	大学	公立大学法人札幌市立大学	H18.4.1	
		横浜市	大学	公立大学法人横浜市立大学	H17.4.1	
		名古屋市	大学	公立大学法人名古屋市立大学	H18.4.1	
		京都市	公営企業	地方独立行政法人京都市立病院機構	H23.4.1	
			大学	公立大学法人京都市立芸術大学	H24.4.1	
			試験研究機関	地方独立行政法人京都市産業技術研究所	H26.4.1	
大阪市		大学	公立大学法人大阪市立大学	H18.4.1		
		試験研究機関	地方独立行政法人大阪市立工業研究所	H20.4.1		
堺市		公営企業	地方独立行政法人堺市立病院機構	H24.4.1		
神戸市		大学	公立大学法人神戸市外国語大学	H19.4.1		
		公営企業	地方独立行政法人神戸市民病院機構	H21.4.1		
岡山市		公営企業	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	H26.4.1		
広島市		大学	公立大学法人広島市立大学	H22.4.1		
		公営企業	地方独立行政法人広島市立病院機構	H26.4.1		
北九州市		大学	公立大学法人北九州市立大学	H17.4.1		
福岡市		公営企業	地方独立行政法人福岡市立病院機構	H22.4.1		
市区町村		青森県	青森市	大学	公立大学法人青森公立大学	H21.4.1
		秋田県	秋田市	大学	公立大学法人秋田公立美術大学	H25.4.1
				公営企業	地方独立行政法人市立秋田総合病院	H26.4.1
		栃木県	小山市	公営企業	地方独立行政法人新小山市市民病院	H25.4.1

## 地方独立行政法人の設立状況（平成26年4月1日現在）

【大学】:65【公営企業】:43【試験研究機関】:10【社会福祉】:1【合計】:119

区分	設立団体	対象業務	法人名	設立時期
群馬県	高崎市	大学	公立大学法人高崎経済大学	H23.4.1
	前橋市	大学	公立大学法人前橋工科大学	H25.4.1
千葉県	山武市	公営企業	地方独立行政法人さんむ医療センター	H22.4.1
	東金市・九十九里町	公営企業	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター	H22.10.1
新潟県	長岡市	大学	公立大学法人長岡造形大学	H26.4.1
石川県	金沢市	大学	公立大学法人金沢美術工芸大学	H22.4.1
福井県	敦賀市	大学	公立大学法人敦賀市立看護大学	H26.4.1
山梨県	都留市	大学	公立大学法人都留文科大学	H21.4.1
三重県	桑名市	公営企業	地方独立行政法人桑名市総合医療センター	H21.10.1
大阪府	泉佐野市	公営企業	地方独立行政法人りんくう総合医療センター	H23.4.1
	吹田市	公営企業	地方独立行政法人市立吹田市民病院	H26.4.1
兵庫県	加古川市	公営企業	地方独立行政法人加古川市民病院機構	H23.4.1
	明石市	公営企業	地方独立行政法人明石市立市民病院	H23.10.1
岡山県	新見市	大学	公立大学法人新見公立大学	H20.4.1
広島県	尾道市	大学	公立大学法人尾道市立大学	H24.4.1
	府中市	公営企業	地方独立行政法人府中市病院機構	H24.4.1
山口県	下関市	大学	公立大学法人下関市立大学	H19.4.1
		公営企業	地方独立行政法人下関市立市民病院	H24.4.1
福岡県	大牟田市	公営企業	地方独立行政法人大牟田市立病院	H22.4.1
	筑後市	公営企業	地方独立行政法人筑後市立病院	H23.4.1
	川崎町	公営企業	地方独立行政法人川崎町立病院	H23.4.1
	鞍手町	公営企業	地方独立行政法人くらて病院	H25.4.1
長崎県	佐世保市	公営企業	地方独立行政法人北松中央病院	H17.4.1
	長崎市	公営企業	地方独立行政法人長崎市立病院機構	H24.4.1
宮崎県	宮崎市	大学	公立大学法人宮崎公立大学	H19.4.1
沖縄県	那覇市	公営企業	地方独立行政法人那覇市立病院	H20.4.1
一部事務組合	北海道 函館圏公立大学 広域連合 (2市1町)	大学	公立大学法人公立はこだて未来大学	H20.4.1
広域連合	沖縄県 北部広域市町村 圏事務組合 (1市2町9村)	大学	公立大学法人名桜大学	H22.4.1

(注)※は特定地方独立行政法人(公務員型)を示す。

## 【 関係法令等 】

### 地方独立行政法人法（抄）

（設立）

第七条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（定款）

第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 設立団体
  - 四 事務所の所在地
  - 五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政 法人の別
  - 六 役員の定数、任期その他役員に関する事項
  - 七 業務の範囲及びその執行に関する事項
  - 八 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。以下この条、第二十一条第五号及び第二十四条において同じ。）の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公共的な施設の名称及び所在地
  - 九 資本金、出資及び資産に関する事項
  - 十 公告の方法
  - 十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 3 第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）とする場合に限り、行うことができる。
- 4 設立団体の長は、第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更を行おうとするときは、あらかじめ、第十一条に規定する地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。



## 地方独立行政法人法施行令（抄）

（議決及び認可を要しない定款の変更）

第二条 法第八条第二項ただし書に規定する政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 従たる事務所の所在地の変更
- 二 設立団体（法第六条第三項 に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である地方公共団体の名称の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣の指定する事項

### 「地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について（通知）」

（平成 25 年 10 月 17 日付け総行経第 22 号）（抄）

#### 第 2 軽微な定款変更事項の追加

##### 1 地方独立行政法人法施行令の改正

地方独立行政法人の定款の変更のうち総務大臣の指定する事項については、法第 8 条第 2 項ただし書に規定する軽微な定款の変更として、設立団体の議会の議決及び総務大臣又は都道府県知事の認可を要しないこととされたこと。（令第 2 条第 3 号関係）

##### 2 地方独立行政法人法第 8 条第 2 項ただし書の規定による地方独立行政法人法施行令第 2 条第 3 号の総務大臣の指定する事項

1 の総務大臣の指定する事項は、以下の事項とされたこと。

- ア 主たる事務所の所在地の名称の変更
- イ 公共的な施設の設置及び管理を行う地方独立行政法人における当該公共的な施設の所在地の名称の変更
- ウ 資産の所在地の名称の変更